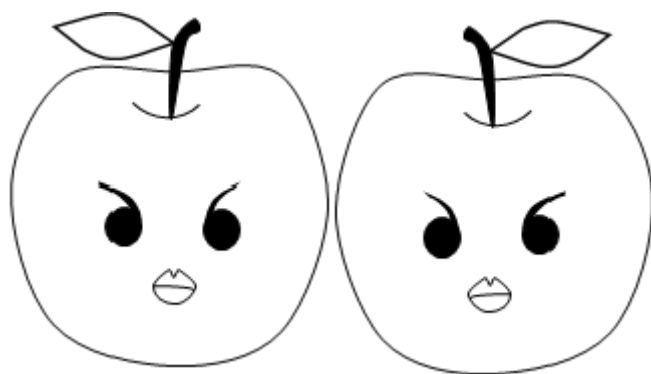


青森市

多胎妊産婦等サポーター派遣事業

利用のご案内



令和8年度

【問合せ先】

あおり親子はぐくみプラザ
母子保健チーム

〒030-0962 青森市佃二丁目19番13号

TEL：017-718-2987

FAX：017-718-2951

青森市多胎妊産婦等派遣事業では、産前産後で育児等の負担が多い多胎妊婦、多胎家庭にサポーターを派遣し、育児及び家事、外出の際のサポートを行います。

第1 派遣対象者

青森市に住民票を有するかたで、次のいずれかに該当するかた

- 1 妊娠届出を提出した多胎妊婦
- 2 生後3年未満の多胎のお子さんが属する世帯のかた
- 3 生後3年未満の多胎のお子さんをご両親に代わって、現に養育しているかた

第2 サポーター派遣事業を利用できる時間及び回数等

1 利用できる期間

妊娠届出提出日から多胎のお子さんが生後3歳に達する前日まで。

青森市から転出した場合は本事業をご利用いただけませんのでご注意ください（ご利用いただけるのは転出日の前日まで）。

2 利用時間の上限

同一世帯につき、1時間を単位として、利用できる期間内に100時間まで。かつ、1回2時間まで（外出時の補助をお願いする場合は1回4時間まで）。

3 事業実施日時等

平日の午前8時30分から午後6時まで。かつ、サポーターを派遣する事業者（以下「事業者」という。）の営業時間内^{※1}。

※1 上記以外の日時においてもサポーターを派遣する事業者が可能であれば、この限りではありません。

第3 サポーターの派遣場所

原則として利用者のご自宅（青森市内であればご自宅以外であっても利用可能です）。利用者の外出に付き添うことは可能です。

第4 利用料

1時間 300円（1時間を単位とします）

ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、以下の証明書を提出することで利用料の減免を受けることができます^{※2}。

世帯区分	提出する証明書
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書
市民税非課税世帯	世帯全員分の課税証明書

※2 「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用申請書（様式第1号）」の同意欄に、本市が申請者の世帯状況を調査することに同意をしていただいた場合は、これらの書類の提出を省略することができます。

第5 その他の費用

以下の料金については、サポーターを派遣する事業者毎に設定が異なりますので、サポーターの派遣を希望する事業者へお尋ねください。

なお、その他の費用については、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯の減免はありません。

1 キャンセル料

利用者の都合により利用日を変更又は中止をする場合は、キャンセル料が発生する場合があります。

2 交通費等

(1) サポーターが買い物代行等をする場合、外出の際にサポーターと利用者が別々の車両で目的地に向かう場合等、派遣先（利用者の自宅等）から移動する場合の交通費は利用者にご負担いただきます。

(2) サポーターの派遣先（利用者の自宅等）までの往復の交通費

(3) サポーターの車両が無料で駐車できるスペースがなく、やむを得ず有料駐車場を利用する場合に発生する料金

3 その他実費

(1) 買い物等で要した費用

(2) 派遣時間中にサポーターに支払いが発生する場合の費用（施設入場料等）

(3) その他サポーター派遣事業者が定める費用

第6 申請から利用開始までの手続き

1 青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業」利用申請

「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、多胎のお子さんの母子健康手帳及び申請者の身分証明書（マイナンバーカード等）をお持ちのうえ、あおり親子はぐくみプラザ又は健康福祉課へご提出ください。

(1) 申請書は、あおり親子はぐくみプラザ又は健康福祉課窓口にて用意しているほか、青森市のホームページからダウンロードすることもできます。

(2) 利用料の減免基準に該当する場合は、世帯全員分の「課税証明書」等をご提出いただくと、利用料が減免となります（「第4 利用料」参照）。

(3) 郵送での受付も可能です。郵送の場合、申請書の内容の確認のため、担当者から連絡をさせていただく場合があります。

「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用申請書（様式第1号）」とともに申請者の身分証明書（マイナンバーカード等）の写し及び以下に示す母子健康手帳の頁の写しをご送付ください。

ア 出生届出前（妊娠中）のかた 表紙及び妊婦健康診査の経過がわかる頁の写し

イ 出生届出前（出産後）のかた 表紙及び出産の記録が記載されている頁の写し

ウ 出生届出後のかた 出生届済証明の頁の写し

(4) サポーター派遣を利用しようとするかたと申請者が異なる場合は、委任状（任意の様式）をご提出ください。なお、窓口では、申請者及び利用者の身分証明書（マイナンバーカード等）を呈示していただきます。

2 申請から利用開始までの流れ

申請後、市で申請内容等を確認し、本事業の利用を決定したかたには、あおり親子はぐくみプラザから「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用決定通知書（様式第2号）」が送付さ

れます。

- (1) 「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用決定通知書(様式第2号)」が届いたかたは、サポーター派遣を希望する事業者を決め、事業者に「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業」を利用したい旨を伝え、事前の打合せ日程を決めてください。
- (2) サポーター派遣事業者との事前打合せにおいて、「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用決定通知書(様式第2号)」を必ずご呈示ください。

利用日程、サポート内容(「第8 サポート内容」参照)等の調整をし、契約を締結します。

ア サポーター派遣事業者の都合により、利用日程等、利用者の希望に添えない場合があります。

イ 本事業の利用料(1時間300円)のほか、別途利用者負担となる料金が発生する場合があります(「第5 その他の費用」参照)ので、サポーター派遣事業者にご確認ください。

ウ 天災、交通事情等のやむを得ない事情により、サポーターを派遣できない場合があります。

エ 利用者が感染症に罹患するなどの体調不良がある場合は、事前に事業者にお知らせください。

オ サポーターに感染させるなどの健康被害を与える恐れがある場合は、支援を中止し、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。

3 利用当日

- (1) サポーターに「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用決定通知書(様式第2号)」を呈示してください(毎回必要です)。
- (2) 事前に打合せた内容について、サポーターに支援をしてもらいます。1時間を単位とし、育児・家事介助は1回2時間まで、外出の補助については1回4時間までです。
- (3) サポート終了時に、サポーターは、「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業 履行確認書(様式第4号)」を記入しますので、利用者は、記載内容に誤りがないか確認し、利用者サイン欄にサイン又は押印をします。
- (4) 当日の派遣時間分のサポートチケットをサポーターへ渡します。
- (5) 利用料及びその他の費用を派遣事業者へお支払いください^{※3}。

※3 派遣事業者によって支払方法は異なります。サポーター派遣当日の現金払いではない場合もありますので、ご確認ください。

第7 利用開始後の届出

利用申請時の氏名、住所、世帯構成、課税状況、緊急連絡先等に変更があったとき又は利用回数、利用期間が満了する前に本事業の利用を終了するとき(本事業の支援が不要になったとき)は、「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用変更(中止)申請書(様式第4号)」をご提出ください。

課税状況の変更の場合は、課税証明書又は生活保護受給証明書の提出が必要ですが、「青森市多胎妊産婦等サポーター派遣事業利用申請書(様式第1号)」の同意欄で、本市が申請者の世帯状況を調査することに同意をしていただいた場合には、これらの書類の提出を省略することができます。

第8 サポート内容

サポートの内容は、日常的に行う必要がある育児及び家事の介助、外出の補助です。

- 1 保護者の同意のもと、育児介助の対象となるお子さんへ直接のお世話や家事の介助を行うこととします。その際に起きた事故等に関して、市は責任を負いかねますので予めご承知おきください。
- 2 サポーターのみでお子さんのお世話をすることや留守宅での家事等を行うことはできません。
- 3 在宅で仕事をしている際のお子さんのお世話については、本事業ではご利用できません。
- 4 サポート内容の例

以下の表を参考に育児及び家事の介助については2時間以内、外出の補助については4時間以内（いずれも1時間を単位とする。）で行える内容を検討し、サポーター派遣事業者と決定してください。

(1) 育児介助の例

内容	できることの例	できないことの例
沐浴・入浴介助	お湯の準備、ベビーバスの後片付け、お子さんの体を拭く、着替え等	サポーターのみで沐浴させる サポーターのみで入浴させる
授乳・食事介助	湯わかし、粉ミルクの調合、後片付け、授乳及び離乳食の手伝い等	サポーターのみで授乳や食事をさせる
オムツ交換及び排泄の世話の介助	紙オムツの交換等	サポーターのみでのオムツ交換 布オムツについては要相談
兄弟姉妹の世話	多胎妊婦及び多胎家族が在宅時の見守り（その間は他の家事等はありません。）	サポーターのみでのお世話 サポーターのみでの送迎等

(2) 家事介助の例

内容	できることの例	できないことの例
食事の支度	多胎のお子さん又は家族の食事（離乳食を含む）の下ごしらえ、配膳の準備及び後片付け等	特別な手間のかかる調理、大量の調理。来客者の食事の準備及び後片付け等
衣類の洗濯	日常着用する衣類等の洗濯、干す、取り込む、たたむ等	日常着用する以外の衣類等の洗濯、特別な手間を要する洗濯（手洗い等）
買い物	近隣のスーパー等で、緊急的に必要な生活必需品等の買い物代行	大量の買い物、生活必需品以外の買い物代行等
掃除・整理整頓	居室、風呂、台所等の簡単な掃除（掃除機かけ、拭き掃除等）	日常の範囲以外の掃除（大掃除、エアコン、ガスコンロ、冷蔵庫等の掃除、風呂場のカビ取り、換気扇の掃除、ワックスがけ、窓及び網戸の掃除、庭の手入れ等）

内容	できることの例	できないことの例
その他	お子さんの布団干し	ペットの世話、家屋の修繕、銀行への振込み及び引出し、店番、商品の販売、来客の応接等

(3) 外出の補助

内容	できることの例	できないことの例
外出の補助	通院及び健診の同行、散歩の同行等（サポーターの交通費等は利用者負担となります。現地解散した場合も利用者宅までの交通費をご負担いただきます。）	サポーターのみでの送迎、サポーター個人の車での送迎等